五　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡双葉町の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの及び「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号Ｅ中「4年前の」とあるのは「平成22年」とし、双葉郡双葉町及び同郡葛尾村の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの及び「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号Ｆ中「5年前の」とあるのは「平成22年」とする。

六　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村（以下「小学校費等特例対象団体」という。）の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、それぞれ第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、双葉郡浪江町以外の小学校費等特例対象団体については負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とし、第十条第十三項中「当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇」とあるのは、「当該合算した率が一・〇〇〇に満たない市町村（双葉郡浪江町を除く。）にあっては一・〇〇〇」とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A \times E}$$

算式の符号

［略］

D　当該市町村の平成29年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表に定める率を超えるときは、同表に定める率とする。）

経費の種類	率

五　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡双葉町の「小学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするものに係る学級数急減補正係数及び学校数急減補正係数については、それぞれ第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号Ｄ及び同項第三号算式の符号Ｄ中「3年前の」とあるのは「平成22年」とし、双葉郡双葉町及び同郡葛尾村の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号Ｅ中「4年前の」とあるのは「平成22年」とし、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号Ｆ中「5年前の」とあるのは「平成22年」とする。

六　特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村（以下「小学校費等特例対象団体」という。）の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、それぞれ第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、双葉郡浪江町以外の小学校費等特例対象団体については負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とし、第十条第十三項中「当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇」とあるのは、「当該合算した率が一・〇〇〇に満たない市町村（双葉郡浪江町を除く。）にあっては一・〇〇〇」とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A \times E}$$

算式の符号

［同左］

D　当該市町村の平成28年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表に定める率を超えるときは、同表に定める率とする。）

経費の種類	率